

令和元年度
包括外部監査の結果報告書
【概要版】

(テーマ) 補助金に係る事務の執行について

令和2年3月

山形県包括外部監査人

柴田真人

概 要 版

第1章	包括外部監査の概要	1
1	監査の種類.....	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件を選定した理由について.....	1
4	包括外部監査の実施期間.....	1
5	包括外部監査の対象期間.....	2
6	包括外部監査の方法.....	2
7	監査手続を実施した補助金の概要.....	2
8	包括外部監査人および補助者の氏名・資格.....	3
9	利害関係.....	3
第2章	包括外部監査の結果	4
1	監査の結果及び意見について.....	4
2	監査の結果及び意見の全体像.....	4
3	監査の結果及び意見（総合意見）	5
4	各補助金に係る監査の結果及び意見.....	11

概 要 版

この概要版は令和2年3月13日付けで作成された「令和元年度包括外部監査の結果報告書」の記載を要約したものです。

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

補助金に係る事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

「山形県財政の中期展望」（平成31年2月）によれば、県の財政は、社会保障関係経費や公債費が高い水準で推移していること等により、多額の財源不足が生じ、財政調整基金を取り崩して収支の均衡を図っている状況である。

県は、厳しい財政状況の中で持続可能な財政基盤を確立するため、「山形県行財政改革推進プラン」（平成29年3月）に基づき、歳入・歳出の両面から財源不足額の解消に向けた対応策を講じている。このうち、歳出の面では、事務事業の見直し・改善の取組みを行っており、平成30年度及び令和元年度は、その一環として、県単独事業として実施している補助金の一部について点検を行っている。

県の平成29年度一般会計歳入歳出決算における歳出合計は5,841億円であり、このうち「負担金、補助及び交付金」の額は1,485億円と全体の25.4%を占めている状況である。

こうした厳しい財政状況の中、歳出の重要な割合を占める補助金の執行状況について、公益性、有効性、合規性等の観点で監査することは意義が大きいと考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

4 包括外部監査の実施期間

平成31年4月から令和2年3月までの期間、監査を実施した。

概 要 版

5 包括外部監査の対象期間

原則として平成 30 年分の執行分（必要に応じて他の年度分も対象とする。）

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか
- ② 補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか
- ③ 交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか
- ④ 補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か
- ⑤ 補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか
- ⑥ 補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか
- ⑦ 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか

(2) 監査手続

- ① 平成 30 年度に県が交付した全補助金についてアンケート調査を実施した。
- ② アンケート調査の結果に基づき手続対象とする補助金を抽出し、所管部局に対して監査要点に基づくヒアリングを実施するとともに、補助申請書類や実績報告資料等について閲覧した。
- ③ 必要に応じて補助金交付団体への往査及び証憑書類の閲覧を検討した。
- ④ 過年度包括外部監査において指摘事項・意見となった事項に対する措置状況を確認した。
- ⑤ その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

7 監査手続を実施した補助金の概要

(単位：件、百万円)

項目		件数	平成 30 年度 決算額
(1)	「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和 35 年 8 月 9 日山形県規則第 59 号）（以下、「適化規則」という。）の適用対象である負担金、補助及び交付金	614	48,452
(2)	① 一定の基準により抽出した補助金	77	11,833
	② 平成 15 年度包括外部監査結果の措置状況 (※)	6	326
	③ 平成 21 年度包括外部監査結果の措置状況 (※)	9	220
監査手続を実施した補助金 (①～③計)		92	12,159

概 要 版

(※) 「(2)①一定の基準により抽出した補助金」と重複している補助金各1件を件数及び平成30年度決算額から控除している。

8 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 柴田 真人

(2) 補助者

公認会計士 吉沢 公人

公認会計士 富樫 研輔

公認会計士 松田 卓也

公認会計士 浅野 和宏

公認会計士 齋藤 翔太

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

概 要 版

第2章 包括外部監査の結果

1 監査の結果及び意見について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令に照らして違反または不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、令和2年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査の結果及び意見の全体像

監査の要点		指摘事項	意見	関連する 総合意見
①	補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか	0件	23件	(3)、(4)
②	補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか	1件	6件	
③	交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか	2件	1件	
④	補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か	4件	5件	(5)
⑤	補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか	4件	12件	
⑥	補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか	3件	17件	(6)、(7)、(8)
⑦	補助金の効果測定・評価は適切に行われているか	1件	33件	(1)、(2)、(9)
合計		15件	97件	9件

概 要 版

3 監査の結果及び意見（総合意見）

（参照頁は、報告書の頁数である。以下、同じ。）

総合意見とは、事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討の結果、複数の補助金に共通した意見等を踏まえて、次の2つの観点で重要と考えた事項である。

- 当年度の包括外部監査で抽出しているが、意見を記載していない同種の補助金や、抽出していない補助金においても同様に検討いただきたいと考える事項
- 意見を記載した対象補助金だけではなく、全体で対応することで、より実効的な意見になると考える事項

(1) 補助金の効果を測定できる適切な成果指標の設定について（p. 28）

事前調査票分析「6 成果目標設定の有無」によれば、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の380補助金のうち、49%に相当する189補助金について成果指標が設定されていない。

補助金の交付にあたっては、目的の公益性、補助の必要性、有効性が求められる。これらの要件を補助制度創設時だけでなく継続的に満たしていることを確認するためには、補助目的にとって適切な成果指標と目標値を設定した上で、毎年実績値を測定し、目標と実績の比較・原因検証・改善に向けた対応を行うことが必要であると考える。

また、成果指標を設定する際、補助の目的と整合していることはもちろん必要であるが、これにより効果測定・評価を行うために、補助金の効果が成果指標に反応する感応度を備えることが重要であると考えます。

県は、例えば、成果指標による効果測定・評価を行い、有効性について説明責任を果たしている事業から優先的に予算案として承認することで、成果指標の設定を推進することを検討されたい。

(2) 終期の設定による定期的な公益性・必要性の検証について（p. 29）

事前調査票分析「4 存続期間別分析」によると、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の380補助金のうち、平成30年度までの存続期間が30年超又は創設年度不明と回答があった補助金は104件、全体の27%であった。

また、事前調査票分析「5 終期設定の有無」によれば、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の380補助金のうち264件、全体の69%の補助金が終期を設定していない。

終期を設定しない場合、補助の目的達成に向けた計画的な事業実施ではなく、前年踏襲的な作業として既得権化し、状況に応じた見直しがなされないまま長期化する可能性がある。

概 要 版

県は、終期を補助制度の終了と否定的に捉えるのではなく、補助目的の公益性、補助の必要性、有効性を検証する区切りと捉えて、一律で各補助金が紐づく事業や施策の基となっている中期計画等の終了年度を終期として設定し、ゼロベースで見直しを行うことを検討されたい。

(3) 運営費補助の見直しについて (p. 30)

事前調査票分析「3 種類別内訳」によると、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の 380 補助金のうち、17%に相当する 66 件が団体運営費補助であった。

事業実施に要した経費に補助率を乗じて交付される事業費補助（施設整備補助、その他事業費補助）は、補助の目的とする事業と補助対象経費が明確である。一方、運営費補助は、団体等の維持・存続を目的とした人件費・運営費等に対する補助であるが、通常、組織の目的は単一ではなく様々な事業を行っているため、補助の目的と補助対象経費が不明確になりがちであり、補助による効果も見えにくい。また、補助金に依存することで自主性・独立性を確保できず、自立的な経営が阻害される可能性がある。

県は、運営費補助については目的の公益性、補助の必要性及び有効性が明確に評価できるものを除き、原則として事業費補助に転換することを検討されたい。あわせて、事業費補助のうち毎年定額を補助し、実質的に運営費補助的な性質を有する補助金についても、事業費補助として補助額を算出する必要がある。

さらに、目的の公益性、補助の必要性及び有効性が明確に評価できる運営費補助についても、一般財源を主な財源として当該団体にのみ反対給付なしで補助されるものである以上、補助額の算出に当たっては抑制的に検討する必要があると考えらる。具体的には、次のステップにより、見直しを行うことを検討されたい。

- ① 運営費補助の中に事業費補助として公益性や有効性が認められるものについては、区分して事業費補助として交付する。
- ② 団体の財務状況から自立的な経営を行っており、補助の必要性が認められないものについては、補助事業を終了する。
- ③ 団体自身が自主財源を確保するための取組みや効率的な運営に向けた計画を策定・実行するよう指導する。
- ④ ③によっても団体の維持・存続が困難な場合に、団体の公益性と自立的な経営に向けた取組み状況を確認しながら、終期（見直し時期）を設定して必要額を交付する。

概 要 版

(4) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について (p. 31)

運営費補助金の中には、交付先の役員人件費を補助対象としているものがある。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものと考えます。

よって、運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。

(5) 補助金に係る消費税仕入税額控除の確認について (p. 32)

交付先が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

県は、補助金交付要綱上、交付申請時及び実績報告時に補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、その額を減額して申請又は報告することを求め、さらに、実績報告提出後、消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定し返還が必要である場合、報告書の提出を求めることとしている。

しかし、一部の補助金で、補助金交付要綱上これらを規定しておらず、かつ、ヒアリング等で補助金に係る仕入控除税額の有無の確認等も行われていなかった。県は、補助金交付要綱へのこれらの条項の整備を徹底する必要がある。

また、このことが徹底されず、補助金に係る消費税仕入控除税額が発生したにもかかわらず交付先から報告されない場合、県は把握することができず、仕入控除税額と補助金交付が重複してしまう可能性がある。よって、消費税等の申告により返還が必要と確定した場合ではなく、返還の要否にかかわらず必ず消費税等の申告後に所定の報告書を県に提出する仕組みとすることを検討されたい。

概 要 版

(6) 処分制限財産の制限期間中の状況確認について (p. 34)

県は、適化規則第 22 条において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について、知事の承認を受けずに目的外使用や処分をすることを制限しており、耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合には制限を除外することとしている。当規則を受け、県は、各補助金交付要綱において、交付先に補助事業完了後も財産管理台帳を整備し、善良な管理者の注意による管理と効率的な運用を求め、対象となる財産と制限期間を規定することとしている。

県では、補助事業実施年度の実績審査時に現物及び財産管理台帳を確認しているが、その後は県から積極的な使用状況確認等は行っていないことが一般的である。

確かに、適化規則では県からの積極的な確認等特段の手続は定められておらず、所有者である補助事業者等が責任をもって財産を管理し、処分制限期間にわたり補助金交付要綱等を遵守する必要がある。一方で、全く確認を行わない場合、処分制限期間内に財産が目的外使用や処分又は遊休化していることを看過し、補助金の効果が失われてしまう可能性がある。

よって、県の事務負担とのバランスを考慮した上で、定期的な利用状況の文書による確認や必要性・重要性に応じた現物調査等の実施、又は処分制限期間経過時点での確認を行うこと等を検討されたい。なお、これらの確認を実施するために、財産管理台帳の集約・データベース化などが考えられる。

(7) 総合支庁における補助金交付事務の見直しと情報共有について (p. 34)

県では、総合出先機関として総合支庁を設置し、令和 2 年 1 月時点で 203 の補助金に係る交付事務を本庁から総合支庁に事務・権限移譲している。

各総合支庁における交付事務を確認したところ、総合支庁間で実績審査や実態調査等の実施人員数や実施時期に差異が見られ、一部の補助金では 1 名のみで実施し、規定された期間内で完了していない総合支庁もあった。本庁から総合支庁への事務・権限移譲が進められてきている状況において、働き方改革を推進する流れがあるなか、規定として厳格な手続を整備しても、かえって遅延や確認漏れ等により審査の有効性に問題が生じるおそれがある。

よって、本庁の事業所管課が主導し、状況変化に応じて業務上のリスク評価の見直しを行い、その時々組織体制で有効性を確保した実績審査や実態調査等を実施できるように、リスクに重点を置いた事務手続の見直しを検討されたい。

また、各総合支庁の交付事務を確認した際、事業計画や実績報告に係る審査、完了検査において、総合支庁ごとに独自にチェックリストや効率化ツールを開発して

概 要 版

使用しており、チェックリストの確認項目についても各総合支庁で差異が見られた。

審査手続等の交付事務は、所管する総合支庁が異なっても同質・同水準の有効性が必要と考える。また、業務効率化のためのツール作成等の取組みも、同じ補助金であれば他の総合支庁にも転用することが可能であり、県全体としての業務効率化に資するものとする。

よって、本庁の事業所管課が各総合支庁の情報共有の場を設定し、チェック項目が異なる場合等は全体を取りまとめて共通化することを検討されたい。

チェックリストやツールを共通化することでいずれの総合支庁でも同様の事務を実施することになれば、臨時的な人員が不足する場合には他の総合支庁からの応援派遣を行うことができるようになり、審査手続遅延等を防止することができるものとする。

(8) 現地調査要領・チェックリストの部局横断展開について (p. 36)

県は、「補助金等に係る事務の適正な執行について」（平成20年3月26日財第271号総務部長通知）において、実績報告に係る審査を徹底するため現地調査又は報告書に添付させた証拠書類等により補助事業等の執行状況を確認することを各部局に求めている。

この総務部長通知に基づき、農林水産部では、「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領」（平成20年3月28日農政第703号）を発出し、さらに、実務的に補完するため、標準的なチェックリストとして具体的な点検項目・ポイント・確認する書類例等を記載した「農林水産部所管補助事業等に係る現地調査チェックシート」を、また、現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするための手引書として「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領に基づく検査手引き」を整備している。

いずれの部局でも実績報告に係る審査は当然行われ、一部の補助金では独自に開発した現地調査チェックリストにより審査も行われている。しかし、これら以外の補助金については、現地調査の復命書に閲覧した書類の名称と「適正である」旨が記載されているのみで、具体的にどのような着眼点でどのような確認を行ったかの記載が見受けられない。調査担当者が必要な確認が漏れないようにするためにも、復命を受ける上席者が内容を確認するためにも、チェックリスト等によりチェック項目が可視化されていることは重要であるとする。

県は、全ての部局において現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、農林水産部が整備・運用している部所管補助事業に係る現地調査要領や現地調査チェックシートの部局横断的な展開を検討されたい。

概 要 版

(9) 補助金等の情報開示について (p. 36)

補助金等の情報について、県のホームページで見ることができるのは、利用対象者向けの補助事業概要や支援内容、募集期間等の情報のみである。

歳入歳出決算事項別明細書でも行政目的別の「負担金、補助及び交付金」の合計金額を見ることはできるが、補助金毎の金額・交付先等の内容を見ることはできない。

「負担金、補助及び交付金」は、県の平成 30 年度一般会計決算の歳出規模 5,875 億円のうち 23% (1,400 億円) を占めている。このうち適化規則対象補助金は 484 億円で、その主な財源は一般財源である。このように県の歳出の重要な割合を占める補助金について、県民に対して、内容や金額、交付先等の情報を一覧として開示することは説明責任を果たすことになると考える。

また、県が成果指標や終期を設定して補助目的の公益性、補助の必要性、有効性を定期的に見直していく際に、県民の目に触れることで、より県民にとって必要な補助金を把握することができるものとする。

他県・他都市においても、東京都、神奈川県、大阪市、川崎市、福岡市、宮崎市等が補助金等の一覧をホームページで開示しており、これらを参考にして、所管部局、補助金の名称、内容、交付先、予算額（決算額）、補助率、創設年度等の情報を一覧として開示することを検討されたい。

概 要 版

4 各補助金に係る監査の結果及び意見

(1) 指摘事項の一覧

(監査要点①) 補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか
該当なし。

(監査要点②) 補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか

指摘事項の概要		参照頁
1	16 バリアフリー化推進事業費補助金 (1) 見積り合わせの実施について 県は、当施設整備費補助の申請にあたり、業者からの見積書提出を求めているが、現状は一社のみで見積りをもって申請を受け付け、見積り合わせが行われているかどうかの確認ができていない。 原則として、競争入札又は見積り合わせによる調達を交付先に指導すべきである。もし、実施できない合理的な理由がある場合には、随意契約理由書の作成を求め、内容の検討・承認を行う必要がある。	p. 85

(監査要点③) 交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか

指摘事項の概要		参照頁
1	34 山形県企業立地促進補助金 (1) 交付対象選定時の審査について 他県で同種補助金の不正受給が発生しており、その手口として納入業者と結託することによる水増しや架空発注書類の偽造などが代表的な事例として挙げられる。 現状、県が実施している支払証憑の確認や現地検査は、架空発注による不正受給は防止できるが、納入業者と交付先が結託することによる水増し請求には対応できないと考える。 そのため、交付先に対して、調達時の見積り合わせの実施の要請や、納入業者から反社会的勢力ではない旨の誓約書の徴取、交付先と納入業者に同一の役員（親族含む）が就任していないか確認を行うなど、水増し請求防止に必要な審査手続の強化を図るべきである。	p. 134
2	35 山形県ソフト産業立地促進補助金 (1) 交付対象選定時の審査について No. 34「山形県企業立地促進補助金」と同様であるため、審査手続の強化を同様に検討されたい。	p. 137

概 要 版

(監査要点④) 補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か

指摘事項の概要		参照頁
1	<p>2 山形県私立学校一般補助金</p> <p>(1) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について</p> <p>補助金交付要綱に、消費税仕入控除税額と補助金交付が重複しないための、消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告に関する規定が設けられていなかった。</p> <p>県は、補助金交付要綱へ上記の定めを設ける必要がある。</p>	p. 59
2	<p>51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金</p> <p>(2) 補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について</p> <p>当補助金の交付要綱には、消費税仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう報告を求める条項は規定されておらず、県から補助事業者等への補助金に係る消費税仕入控除税額の有無の確認についても監査実施時点で行われていなかった。</p> <p>交付先から報告を求めない場合、県は、当該確認を行うべきである。</p>	p. 174
3	<p>52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金</p> <p>(2) 補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について</p> <p>当補助金の交付要綱には、消費税仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう報告を求める条項は規定されておらず、県から補助事業者等への補助金に係る消費税仕入控除税額の有無の確認についても監査実施時点で行われていなかった。</p> <p>交付先から報告を求めない場合、県は、当該確認を行うべきである。</p>	p. 179
4	<p>59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金</p> <p>(1) 補助金額の算出方法に係る各総合支庁の取扱いの共通化について</p> <p>交付先が消費税簡易課税事業者及び免税事業者である場合の補助金額の算出方法について、総合支庁間で統一されていない。</p> <p>公平性の観点から県全体として同じ対応方法により補助金額を算出するべきである。</p>	p. 201

(監査要点⑤) 補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか

指摘事項の概要		参照頁
1	<p>5 山形県運輸事業振興助成費補助金</p> <p>(1) 事務執行チェックシートによる事務の執行管理について</p> <p>緊急プログラムに基づく事務執行チェックシートが作成されておらず、代替的なツールの使用も確認できなかった。</p>	p. 66

概 要 版

指摘事項の概要		参照頁
	<p>県は、正確かつ迅速な事務処理体制の構築を図るため、事務執行チェックシートを作成し、適時、適正な事務の執行管理に努めるべきである。</p>	
2	<p>53 学校給食における地産地消推進事業費補助金</p> <p>(1) 実績報告の期限内提出について</p> <p>補助事業者のうち6市町村について、補助金交付要綱で定められた期限を過ぎて実績報告書を提出していた。</p> <p>県は、補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査時間や現地調査の期間等を確保するため、補助金交付要綱で定められた期限内に実績報告を提出するよう市町村に指導する必要がある。</p>	p. 181
3	<p>59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金</p> <p>(3) 実績報告の期限内提出について</p> <p>補助事業者の一部について、補助金交付要綱で定められた期限を過ぎて実績報告書を提出していた。</p> <p>県は、補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査時間や現地調査の期間等を確保するため、補助金交付要綱で定められた期限内に実績報告を提出するよう市町村に指導する必要がある。</p>	p. 202
4	<p>73 山形県高等学校体育連盟補助金</p> <p>(1) 補助事業実施状況報告書の提出期限の遵守について</p> <p>補助事業実施状況報告書が、提出期限経過後に受理されていた。</p> <p>県は、交付先に対して提出期限を遵守するよう指導する必要がある。</p>	p. 233

(監査要点⑥) 補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか

指摘事項の概要		参照頁
1	<p>56 米需給調整推進費補助金</p> <p>(2) 補助対象経費の適切な解釈運用について</p> <p>一部の補助先において、補助金の目的と照らした場合、補助対象として不適切な経費を補助対象としていた。</p> <p>県は実績報告に係る確認検査において、支出内容が補助金の目的に照らして適切かという観点で厳格に解釈し、検査・指導を行うべきである。</p>	p. 191
2	<p>62 公募型支障木伐採事業費補助金</p> <p>(1) 実績報告における収支報告書添付の徹底</p> <p>実績報告書に収支報告書が添付されておらず、収支報告書の調査が行われていない補助先が数件あった。</p>	p. 209

概 要 版

指摘事項の概要		参照頁
	<p>県は補助金交付要綱に収支報告書の提出が必ず行われるよう改訂し、収支報告書の適時適切な調査を確実にし、補助金が適正に使用されていることを確かめるべきである。あわせて、補助金交付要綱上の「必要があるとき」という曖昧な表現についても修正すべきである。</p>	
3	<p>H15 措置 2 農業近代化資金利子補給補助金</p> <p>(1) 事業完了報告に係る実態調査の適切な実施について</p> <p>一部の総合支庁で、平成 30 年中に実態調査を実施した際、平成 29 年貸付分の他に、同じ融資機関の支店が取り扱った平成 27 年貸付分 6 件及び平成 28 年貸付分 17 件を合わせて調査している。</p> <p>実態調査の実施時期について実態調査基準第 4 条で承認後一年以内と定めており、当該規定に則っていない。県は、貸付年の翌年度中に調査を実施すべきである。</p>	p. 252

(監査要点⑦) 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか

指摘事項の概要		参照頁
1	<p>28 小規模事業経営支援事業費補助金</p> <p>(1) 成果指標の測定単位の明確化</p> <p>過去 3 期において成果指標の実績値が目標値よりも大幅に下回った実績であるにもかかわらず補助金は同額かつ上限額での交付となっている。現状、成果指標の測定単位が不明確であり、実績の集計方法が支援業務により異なるため、実績値の正確な分析が実施されていない。</p> <p>県は補助金の正確な効果測定を行うために、成果指標の測定単位を明確にすべきである。</p>	p. 117

概 要 版

(3) 意見の一覧

(監査要点①) 補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか

意見の概要		参照頁
1	<p>7 再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金</p> <p>(2) 中小水力発電に係る目標設定について</p> <p>中小水力発電は、県のエネルギー戦略の開発目標において令和12年度の開発目標2.0万kwと設定しているが、平成30年度末に進捗率100%を達成し、当該分野の補助目標は達成したとも考えられる。</p> <p>今後も中小水力発電を補助対象とする場合、中小水力発電としてどの程度開発し、どの程度の補助金額が必要となるのか、目標を設定することが必要であると考え。</p>	p. 69
2	<p>17 山形県医師会事業費補助金</p> <p>(1) 補助の必要性について</p> <p>交付先の正味財産の規模に比して少額の補助である。平成30年度の正味財産増減額（民間企業における当期純利益）はマイナスのため、一概に言えないが、交付先の収支の中で事業が実施できないか、補助の必要性について検討されたい。</p>	p. 87
3	<p>20 山形県社会福祉事業団運営費補助金</p> <p>(1) 事業団の経営状況を勘案した補助額の妥当性の検討</p> <p>当補助金は県が運営していた平成17年以前採用の職員に県職員と同等の退職手当を支給するための補助であり、該当職員が全員退職するまで継続する方針である。</p> <p>しかし、今後事業団の収支状況が改善し、自立的経営ができる状況になった場合には、補助額の検討を行っていくことが望まれる。</p>	p. 93
4	<p>21 移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金</p> <p>(1) 事業団の自立的経営に向けた進捗状況確認の必要性</p> <p>当補助金は、交付先が自立した運営をしていくために導入された補助金であり、県では事業計画や決算書等を取り寄せ、数値や内容の確認を行っている。</p> <p>県は上記確認にとどまらず、自立的経営に向けた体制整備に係る進捗状況についてももしっかり確認を行い、当補助金の目的が確実に達成されるように継続的なモニタリングを実施していくことが必要である。</p>	p. 96

概 要 版

意見の概要		参照頁
5	<p>24 小規模事業経営支援事業費補助金</p> <p>(5) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について 当補助金の補助対象経費には役員人件費が含まれ、平成 30 年度は当該対象経費に対する補助金として約 12 百万円が交付されている。</p> <p>役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。</p> <p>運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。</p>	p. 106
6	<p>25 中小企業団体中央会補助金</p> <p>(1) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について 当補助金の補助対象経費には役員人件費が含まれ、平成 30 年度は当該対象経費に対する補助金として約 6 百万円が交付されている。</p> <p>役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。</p> <p>運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。</p>	p. 109
7	<p>30 企業振興公社運営費補助金</p> <p>(1) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について 当補助金の補助対象経費には役員人件費が含まれ、平成 30 年度は当該対象経費に対する補助金として約 15 百万円が交付されている。</p> <p>役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。</p> <p>運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。</p>	p. 123

概 要 版

意見の概要		参照頁
8	<p>37 輸出支援体制機能強化補助金</p> <p>(1) 補助金額の水準について</p> <p>交付先の決算書を見ると、平成 29 年度は 4 百万円、平成 30 年度は 14 百万円の一般正味財産増減額（民間企業における当期純利益）が計上され、平成 30 年度末で 24 百万円の現金預金を有している。</p> <p>収入の大部分を県からの委託料や補助金で構成されている団体において、多額の余剰金を保有すると、必ずしも必要ではない経費の支出など、事業の不効率を招くことも考えられ、団体の健全かつ円滑な運営を図るため、余剰金の状況を確認しつつ、補助金額の水準等を検討されたい。</p>	p. 140
9	<p>39 グリーン・ツーリズム推進事業費補助金</p> <p>(1) 先進事例を活用したモデルケース形成について</p> <p>県における農林水産業をさらに推し進め、経済的な効果だけでなく、農林水産業の就労人口を増加させるためにも、国内外のグリーン・ツーリズムの先進事例を研究し、県内の農林水産資源を活用したモデルケースを形成していただきたい。</p>	p. 144
10	<p>40 山形県観光物産協会運営費補助金</p> <p>(2) 今後の協会のあり方に関する検討について</p> <p>補助金交付先に関して、今後の協会のあり方に関する検討されているが、見直しの方針の具体化については検討段階となっている。</p> <p>今後早期に、見直しの方針決定を行うように期待する。</p>	p. 147
11	<p>43 山形県国際交流協会事業費補助金</p> <p>(2) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について</p> <p>当補助金の補助対象経費には役員人件費が含まれ、平成 30 年度は当該対象経費に対する補助金として 6 百万円が交付されている。</p> <p>役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。</p> <p>運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。</p>	p. 154

概 要 版

意見の概要		参照頁
12	<p>43 山形県国際交流協会事業費補助金</p> <p>(3) 自主財源の確保について</p> <p>当補助金は運営費補助であり、当該交付先の維持・存続を補助する前提として、自主財源確保のための取組みについて指導する必要があると考える。</p> <p>具体例として賛助会員を増やし、受取会費を増額することが挙げられる。外国人の雇用が多い業種へのアプローチなど、団体会員増加に向けた取組みが必要と考える。</p>	p. 155
13	<p>45 山形県芸文美術館運営費補助金</p> <p>(1) 使用料収入の増大に向けて</p> <p>当補助金は運営費補助であり、当該交付先の維持・存続を補助する前提として、自主財源確保のための取組みについて指導する必要があると考える。</p> <p>具体例として、ギャラリーの使用料収入の増加に向けた利用率向上が重要である。利用率は春から夏にかけて低い傾向にあるため、潜在ニーズの掘り起こしを今後とも継続することが必要である。</p>	p. 158
14	<p>47 県民文化振興事業費補助金</p> <p>(1) 使用料収入の増大に向けて</p> <p>当補助金は運営費補助であり、当該交付先の維持・存続を補助する前提として、自主財源確保のための取組みについて指導する必要があると考える。</p> <p>具体例として、ギャラリーの使用料収入の増加に向けた利用率向上が重要である。利用率は春から夏にかけて低い傾向にあるため、潜在ニーズの掘り起こしを今後とも継続することが必要である。</p>	p. 162
15	<p>49 モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金</p> <p>(1) 運営経費部分に対する補助の見直し</p> <p>当補助金は、事業費補助であるが、補助対象経費の一部にホームゲームの開催運営や警備委託といった交付先が本来負担すべき内容が含まれ、運営費補助的な性格を有している部分がある。</p> <p>業績が好調で純資産が十分あるため配当を行うことも可能と思われる状況において、運営費部分に対する補助が適正であるか、チームのJ1昇格・定着も見据えた補助金交付の必要性と併せて検討する必要がある。</p>	p. 166

概 要 版

意見の概要		参照頁
16	<p>49 モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金</p> <p>(2) 交付先の自主財源確保に向けた検討の指導について</p> <p>交付先の指定管理事業について、平成 30 年度の山形県包括外部監査結果報告書 114 ページで意見として記載されている「指定管理事業に係る消費税等の負担」を考慮する必要がある。</p> <p>県は前年度の包括外部監査結果を踏まえて「指定管理者制度導入手続等に係るガイドライン」の改正や指定管理料の算定方法の見直しなども検討しており、この点と併せて、団体自身の自主財源の確保に向けて助言していくことが望ましい。</p>	p. 167
17	<p>50 スポーツ振興 21 世紀協会運営体制強化事業費補助金</p> <p>(1) 21 世紀協会の経営状況について</p> <p>交付先は 2 期連続して大幅赤字を計上し、近く債務超過及び資金不足の状況に陥ることが懸念される。この場合、公益性があると認めて補助金を交付している交付先が事業を継続できない可能性があり、その上にトップチームとして存在するモンテディオ山形の事業継続性にも影響を与える可能性がある。</p> <p>県は、当該補助の他に毎年 20 百万円を正会員費として負担し支援を行っており、これらを含めて、今後どのように事業を継続していくのか、全体的な検討が必要である。</p>	p. 169
18	<p>55 やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金</p> <p>(2) 自立的な経営に向けた助言指導の実施について</p> <p>補助先が自立的な経営に向けて努力することで、運営費補助の金額を抑制することができ、最少の経費で補助効果を得ることが可能となる。よって、県は、交付先が実施する事業に係る受益者から負担金を徴収するなどの自主財源確保の取組みや効率的な運営等について助言指導を行う必要がある。</p>	p. 189
19	<p>56 米需給調整推進費補助金</p> <p>(1) 定額補助の見直しについて</p> <p>当補助金は平成 28 年度から平成 30 年度まで定額となっているが、当該金額の算定根拠に合理性はないものとする。</p> <p>定額補助は、補助金ありきの経費支出につながる可能性があるため、適切な補助対象経費の積上げにより補助金の必要額を決定し、その範囲内で金額を決定することが必要であるとする。</p>	p. 191

概 要 版

意見の概要		参照頁
20	<p>57 安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金</p> <p>(1) 定額補助の見直しについて</p> <p>当補助金は事業費補助であるが、補助額について対象者の人件費等相当額から受益者負担額等を控除して算出されており、運営費補助に近い性質の定額補助となっている。</p> <p>事業費補助については、補助目的に照らして適切な補助対象経費を設定し、その合計額に必要な補助率を乗じる形で算出することが必要である。補助金の算出にあたっては、理事の業務内容を精査するとともに、センター負担分を再度整理することが必要であると考ええる。</p>	p. 196
21	<p>57 安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金</p> <p>(2) 持続可能な業務体制に係る支援について</p> <p>近年、交付先において当該認証業務の遂行に適する人材を確保することが困難になってきているとのことである。</p> <p>県は、今後、事業の必要性と補助の必要性も確認しながら、当該業務を持続していくことができるよう計画的な人材育成・配置等の検討を支援する必要があると考ええる。</p>	p. 197
22	<p>75 山形県競技スポーツ強化費補助金</p> <p>(1) 交付先団体の財務状況のモニタリングについて</p> <p>県は、当補助金の交付先団体となる各種競技団体の繰越金の有無など財務状況について、特に把握をしていなかった。</p> <p>県は、交付先団体の財務状況を適時に把握し、適正な補助金額を算出するため、交付先団体の決算書類を入手し、継続的に財務状況をモニタリングしていくことを検討されたい。</p>	p. 237
23	<p>H15 措置3 青果物価格安定対策事業費補助金</p> <p>(1) 補助金交付団体の財務状況を根拠とした事業費補助の補助率変更について</p> <p>補助金交付団体自体の運営費が不足し財務状況が厳しいためという理由で補助率を変更しているが、事業費補助については、あくまで適切な補助対象経費を設定して補助金交付要綱に明記し、必要性を検証した補助率により算出する必要がある。財務状況が厳しい場合には公益性や必要性を検討したうえで、別の補助制度（運営費補助）を検討するべきである。</p>	p. 258

概 要 版

(監査要点②) 補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか

意見の概要		参照頁
1	<p>11 私立学校教職員研修事業費補助金</p> <p>(1) 有効性・公平性の検証について</p> <p>当補助金は、県内全域の私立幼稚園等の教職員を対象とする研修事業に対する補助であるが、庄内地方からの参加人数が少なく、県内全域の教職員の資質向上という観点から、有効性や公平性に欠けるおそれがある。</p> <p>現在の補助額で実施可能な研修回数によって公平性が保てないのであれば、増額などの議論も行った上で、より目的達成に近づけるような補助金とすることが望まれる。</p>	p. 75
2	<p>54 食産業王国やまがた推進事業費補助金</p> <p>(1) 一者随意契約による調達に係る理由の相当性検討及び事前承認の必要性</p> <p>当補助金は施設整備費補助であり、施設整備に係る調達コストが低ければ補助金額も下がり、効率的な補助が可能となる。平成 30 年度に採択した 3 件のうち、2 件は見積り合わせを実施し、1 件は一者随意契約により補助対象設備を調達していた。一者随意契約により調達した 1 件について、県は契約締結前に随意契約理由書の提出を受けているが、当該理由書について起案書等による事前承認を行っていない。</p> <p>県は補助事業者が随意契約による調達を行う場合には、その理由が相当かを検討し、事前に承認する仕組みを構築することを検討されたい。</p>	p. 184
3	<p>60 山形県和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金</p> <p>(1) 自家保留牛に係る交付対象要件見直しの検討について</p> <p>畜産農家が、自らの農場で生まれた和牛雌子牛を繁殖用雌牛とするため自家保留する場合で、かつ、当補助金を受けようとする場合、補助金交付要件を満たすため、当該雌子牛を家畜子牛市場に上場し自ら落札している。これにより市場までの運搬費や市場手数料等の経費が発生し、補助の目的である奨励金としての効果が薄まっていると考える。</p> <p>他県の取組みなどを参考にして、補助金の目的をより効果的に達成するため、自家保留牛に係る補助金交付の要件や補助対象経費の算出方法の見直しを検討されたい。</p>	p. 206

概 要 版

意見の概要		参照頁
4	<p>64 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金</p> <p>(1) 移転未了物件数の把握と危険住宅に係るリスク管理の必要性</p> <p>昨今の環境変化を考慮すると、土砂災害特別警戒区域の区域外でも危険な住宅も存在していると考える。</p> <p>今後、当補助金の範囲が土砂災害警戒区域にまで広がった場合をあらかじめ想定した対象物件の把握分析や、これに伴った必要予算の試算など県として実施可能なリスク管理を検討すべきである。</p>	p. 215
5	<p>66 山形の家づくり利子補給補助金</p> <p>(1) 予算の柔軟かつ有効な利用の検討</p> <p>平成 30 年度の募集実績をみると、利子補給率が高い区分は早くに募集戸数を達成するが低い区分は未達となっており、令和元年度も同様の傾向である。</p> <p>予算未達となることによりその後の補助金予算が削減されてしまうと県民の利益に反するおそれがある。区分間での柔軟な運用も検討する必要があると考える。</p>	p. 220
6	<p>72 山形県中学校体育連盟補助金</p> <p>(2) 交付申請時に添付する収支予算書の作成指導について</p> <p>補助金の交付申請時に収支予算書を添付することになっており、一部の補助事業について、当該予算額と実績報告時に提出される決算額と比較した結果、大きな乖離が存在した。</p> <p>実現可能性の低い予算設定は、事業の進捗状況の把握を困難にするため、県は、交付先に対し、交付申請時に添付する収支予算書をより確度ある情報に基づき作成するよう指導していく必要がある。</p>	p. 230

(監査要点③) 交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか

意見の概要		参照頁
1	<p>H21 措置 1 3 R 研究開発事業費補助金</p> <p>(1) 評価委員に利害関係がある場合の評価委員会運営について</p> <p>評価委員に利害関係がある提案において、評価は行わないものの同席しオブザーバーとして発言を行っている評価委員会があった。</p> <p>外観的にも疑義を与えず、より公平な評価・選定を行うため、利害関係がある評価委員は、該当する提案を評価しないだけでなく、当該案件に係る評価委員会自体を欠席してもらい、その評価委員が知見を有する分野に係る他の専門家に出席を求めること等の方策を検討されたい。</p>	p. 272

概 要 版

(監査要点④) 補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か

意見の概要		参照頁
1	<p>12 ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金</p> <p>(1) 補助額算定根拠の妥当性について</p> <p>平成30年現在、補助額が妥当か否かを検証している資料について、制度創設時の補助額算定根拠資料と算定項目に差異があるなど単純に比較することができず、妥当性を確認することができない。</p> <p>補助額について試算の方法を再考し、ひとり親の就業を支援し、安定し自立した生活につなげるという補助目的を達成する必要額を、再度算定することが望まれる。</p>	p. 77
2	<p>16 バリアフリー化推進事業費補助金</p> <p>(2) 漏れの無い仕入控除税額の報告の検討</p> <p>現状、県では補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等の仕入控除税額があった場合に、定められた様式によってその事実を報告するよう規定している。</p> <p>補助金に係る仕入控除税額控除が確定した場合に県に報告するのではなく、確定したか否かにかかわらず、仕入控除税額が発生したかどうかについて事後的に必ず県に報告する仕組みとする必要があると考える。</p>	p. 85
3	<p>40 山形県観光物産協会運営費補助金</p> <p>(1) 事業費の区分について</p> <p>山形新幹線事業管理事業として補助金が交付され、対象経費として通信運搬費や会計監査人委託料などが計上されているが、会計監査人委託料は特定の事業費に対して発生するものではないと考える。</p> <p>当該費用は、「交付先の運営事業」に係る費用として対象経費に含めるべきものであると考える。</p>	p. 147
4	<p>59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金</p> <p>(2) 消費税本則課税事業者の確認結果の明記について</p> <p>事業主体が消費税本則課税事業者か、簡易課税事業者又は免税事業者かについて、事業実施計画承認の段階でヒアリングにより確認しているが、実施計画等に明記されていない。</p> <p>補助金額の確定、確認検査等でも必要となるため、事業実施計画書の各人別情報の記載箇所等にこれらの情報を明記することが必要であると考え。</p>	p. 202

概 要 版

意見の概要		参照頁
5	<p>67 ひらやま子育てサポートふれあい体験事業費補助金</p> <p>(1) 補助金交付要綱への仕入控除税額の確認に関する条項の追加について</p> <p>当補助金の交付要綱には、交付申請や実績報告の段階で補助金に係る消費税仕入控除税額の報告を求める条項が規定されているが、消費税及び地方消費税の申告後の段階で報告を求める条項が記載されていない。</p> <p>仕入控除税額と補助金交付の重複を防止するため、補助金交付要綱に「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還」に係る条項を追加することを検討されたい。</p>	p. 222

(監査要点⑤) 補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか

意見の概要		参照頁
1	<p>1 職員診療所運営費補助金</p> <p>(1) 事務執行チェックシートによる執行状況の確認の徹底について</p> <p>事務主任者による事務執行チェックシートの執行日欄への誤記載及びそれを鵜呑みにした業務総括者による確認欄への押印がなされていた。</p> <p>県は、事務主任者による執行日欄への正確な日付の記載及び業務総括者による事務執行状況の確認を徹底するよう指導していく必要がある。</p>	p. 54
2	<p>1 職員診療所運営費補助金</p> <p>(2) 補助金交付要綱記載事項の不備について</p> <p>補助金交付要綱に記載されている申請時の提出書類名に誤記が存在した。</p> <p>補助金交付要綱の制定に際しては、誤字脱字等について細心の注意を払うことが求められる。</p>	p. 56
3	<p>23 信用保証協会保証料補給補助金</p> <p>(1) 補助金交付の除外要件に関する必要性の検討</p> <p>当補助金は、県が行う商工業振興資金融資制度を前提とするものであるが、補助金交付要綱および県商工業振興資金融資制度要綱集に、適化規則第6条の2で定める「補助金等の交付の除外要件」いわゆる暴力団排除の条項が規定されていない。</p> <p>当補助金交付の前提となる県商工業振興資金融資制度要綱において、当該規定を明記する必要があると考える。</p>	p. 100

概 要 版

意見の概要		参照頁
4	<p>24 小規模事業経営支援事業費補助金</p> <p>(1) 補助対象とする予定のリース契約締結に関する事前承認について リース契約は、一旦締結されると原則として中途解約できず、リース期間に渡り支出が固定されるものである。</p> <p>県は、リース料を補助対象経費に含む予定のリース契約で、リース料総額が重要であるものについては、交付先に対して、契約締結前に当該契約の全体像に関する説明と、リース料を補助対象とすることについて県の事前承認を受けることを求めるべきと考える。</p>	p. 103
5	<p>51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金</p> <p>(3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について 51(2)に記載したとおり、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金交付要綱に規定されていない場合でも、県から補助事業者等に積極的に確認することにより仕入控除税額と補助金交付の重複を防止することはできる。</p> <p>しかし、確認することを失念する可能性を防止し、仕入控除税額がないことを文書により確認することができるように、補助金交付要綱に補助金に係る消費税仕入控除税額について報告を求める条項等を記載することを検討されたい。</p>	p. 176
6	<p>52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金</p> <p>(3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について 52(2)に記載したとおり、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金交付要綱に規定されていない場合でも、県から補助事業者等に積極的に確認することにより仕入控除税額と補助金交付の重複を防止することはできる。</p> <p>しかし、確認することを失念する可能性を防止し、仕入控除税額がないことを文書により確認することができるように、補助金交付要綱に補助金に係る消費税仕入控除税額について報告を求める条項等を記載することを検討されたい。</p>	p. 179
7	<p>56 米需給調整推進費補助金</p> <p>(3) ソフトウェアの財産管理に係る条項の補助金交付要綱への追加について ソフトウェアの導入等により効用が増加する場合、補助事業完了後も財産として管理し、財産処分を制限することが必要であると考え。</p> <p>県は、ソフトウェアの導入等についても、補助金交付要綱の財産処分の制限に係る条項に追加することを検討されたい。</p>	p. 192

概 要 版

意見の概要		参照頁
8	<p>65 住宅リフォーム総合支援事業費補助金</p> <p>(1) 補助金交付の除外要件に関する必要性の検討</p> <p>当補助金の交付要綱には適化規則第6条の2で定める「補助金等の交付の除外要件」、いわゆる暴力団排除の規定が明記されていない。</p> <p>当補助金は間接補助であり直接の申請者は市町村ではあるが、最終受益者が不特定多数の個人であることを考慮すると、県の補助金交付要綱において、当該規定を追加することを検討されたい。また、当補助金交付の前提となる市町村の補助金交付要綱並びに申込関連資料においても、当該規定を明記するよう指導する必要があると考える。</p>	p. 217
9	<p>72 山形県中学校体育連盟補助金</p> <p>(3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への記載について</p> <p>補助金交付要綱第4条第1項に定める軽微な変更該当するか否かの基準となる「補助事業に要する経費の10分の2」という値が、補助対象事業全体として判定すべきものなのか、補助対象となる事業ごとに判定すべきものなのか、補助金交付要綱の記載からは明らかでない。</p> <p>県は、軽微な変更該当するか否かの判定について、補助対象事業全体として判定するのか、あるいは補助対象となる事業ごとに判定するのかについて、補助金交付要綱へ明確に記載する必要がある。</p>	p. 231
10	<p>73 山形県高等学校体育連盟補助金</p> <p>(2) 交付先を通じた最終受益者に対する速やかな事業実施報告の指導について</p> <p>当補助金の最終受益者となる高等学校、各種競技団体から連盟に対する事業実施報告に、遅れや内容の不備があり、連盟から提出される補助事業実施状況報告書において、実施状況が正しく報告されていなかった。</p> <p>県は、交付先を通じて最終受益者に対して、事業完了後速やかに事業実施報告書を提出するよう指導することが望ましい。</p>	p. 233
11	<p>75 山形県競技スポーツ強化費補助金</p> <p>(3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への記載について</p> <p>補助金交付要綱第4条第1項に定める軽微な変更該当するか否かの基準となる「補助事業に要する経費の10分の2」という値が、補助対象事業全体として判定すべきものなのか、補助対象となる事業ごとに判定すべきものなのか、補助金交付要綱の記載からは明らかでない。</p>	p. 239

概 要 版

意見の概要		参照頁
	<p>県は、軽微な変更に該当するか否かの判定について、補助対象事業全体として判定するのか、あるいは補助対象となる事業ごとに判定するのかについて、補助金交付要綱へ明確に記載する必要がある。</p>	
12	<p>H15 措置 4 死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金</p> <p>(1) 補助金交付要綱への仕入控除税額の確認に関する条項の追加について</p> <p>県では、仕入控除税額と補助金交付が重複しないことを確認するため、毎年補助金交付団体の正味財産増減計算書を入手し、特定収入が5%以上であることを確認している。しかし、特定収入を正味財産増減計算書のみから正確に把握することは困難であり、補助金交付要綱に「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還」に係る条項を追加することを検討されたい。</p>	p. 261

(監査要点⑥) 補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか

意見の概要		参照頁
1	<p>14 新型インフルエンザ患者対応医療機関整備補助金（入院）</p> <p>(1) 設備利用状況の確認についての業務フロー確立</p> <p>平成30年度の設備導入時において実地確認を行っていたものの、令和元年度については、その後の利用状況確認を行っていなかった。</p> <p>現在確認作業の流れを検討中であるとの回答を得たが、今後、業務効率を考慮しながら、対象設備の利用状況の確認に係る業務フローを確立する必要がある。</p>	p. 80
2	<p>18 軽費老人ホーム事務費補助金</p> <p>(2) 統一されたチェックリストなどの利用の検討</p> <p>各総合支庁の実績審査の方法には差異があり、それぞれが実地調査に係るチェックリストを作成しており、中にはチェックリストを用いない総合支庁もあった。</p> <p>県内どの実地検査も同一の水準で行うためには、チェックリスト等を使用し、フォーマットも統一されることが望ましい。</p>	p. 89
3	<p>24 小規模事業経営支援事業費補助金</p> <p>(2) 実施報告審査に係る現地調査実施体制の検討</p> <p>実績報告書に対する現地調査を担当者1名で1日のみ実施している総合支庁があった。</p> <p>実績報告書に対する現地調査の実効性を高めるため、複数人で行うこととするなど実施体制の検討が必要であると考えます。</p>	p. 103

概 要 版

意見の概要		参照頁
4	<p>24 小規模事業経営支援事業費補助金</p> <p>(3) 実績報告審査に係る検査及び報告統一化の検討</p> <p>実績報告に係る検査・調査について補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しないため、ある総合支庁では確認検査復命書のみ報告であり、他の総合支庁では確認事項 26 項目にもおよび完了検査チェックシートや確認すべき帳票類など記載されたチェックシートなどを用いているところもあり、総合支庁間で検査実施内容とその報告にばらつきが生じている。</p> <p>実績報告書に対する現地調査の効率性を高めるため、検査内容及びこれに係る検査報告の総合支庁間の統一を検討すべきである。</p>	p. 104
5	<p>29 やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金</p> <p>(1) 補助金の実施報告に関する補助金交付要綱整備の検討</p> <p>補助金交付要綱で交付先に提出を求めている収支精算書について、補助対象区分 1 行のみの記載であり交付された補助金に対する使途が具体的な実施報告とはなっていない。</p> <p>収支精算書には、補助金交付要綱に規定されている経費区分ごとに金額を明記することが必要と考える。</p>	p. 120
6	<p>31 慶應義塾大学先端生命科学研究所教育研究費補助金</p> <p>(1) 現地調査の実施方法について</p> <p>鶴岡市と共同で実施している中間検査及び確定検査の現地調査の結果について、復命書において確認書類の列記及び適正である旨の結果のみ報告されており、検査・確認項目について記載されていない。</p> <p>現地調査の実効性を担保するため、検査・確認項目を記載したチェックリストを作成するなどして、現地調査にあたっていただきたい。</p>	p. 127
7	<p>39 グリーン・ツーリズム推進事業費補助金</p> <p>(2) 実績報告の審査について</p> <p>交付先において県からの補助金が収入の大きな割合を占め、約 4 百万円程度ある繰越金が次年度に繰り越されている。</p> <p>県は、財産が適正に保管、管理されていることを確認するため、支払証憑の確認だけでなく、繰越金が預金で保管されているのであれば、通帳で確認するなどの審査手続きも検討されたい。</p>	p. 145
8	<p>40 山形県観光物産協会運営費補助金</p> <p>(3) 現地調査の実施方法について</p> <p>交付先に対して、当補助金以外にも複数の補助金が交付され、かつ、交付対象経費が多岐にわたる事業に使用されている。県では、現地調査</p>	p. 148

概 要 版

意見の概要		参照頁
	<p>時に、補助金別、かつ、事業別に支出される経費が明確に区分されていること確認しているが、第三者が確認するような形で現地調査の証跡が残されていない。</p> <p>県は、当補助金に合った検査・確認項目を記載したチェックリストを作成するなどして、現地調査にあたっていただきたい。</p>	
9	<p>50 スポーツ振興 21 世紀協会運営体制強化事業費補助金 (3) 実績確認時における証憑書類の検証について</p> <p>当補助金は人件費補助であるため、現地調査はなく実績報告書に添付されている挙証資料の確認のみとしている。挙証資料を確認したところ、対象者への送金の確認までは行っていなかった。実績確認時は送金の事実まで確認できる資料の入手が必要である。</p>	p. 172
10	<p>54 食産業王国やまがた推進事業費補助金 (3) 処分制限の対象となる財産の確認について</p> <p>県では、補助金により導入した設備等について事業完了後の確認検査時に現物を目視確認し、事業実施の翌年度から 3 年間、事業成果報告を義務づけ使用状況の確認を行っているが、当該期間経過後は、県から使用状況について積極的な確認は行っていない。</p> <p>補助事業完了後、処分制限期間内に財産が処分され又は遊休化すると補助金の効果が失われてしまうため、県は、事務負担とのバランスを考慮した上で、定期的な利用状況の文書による確認や必要性・重要性に応じた現物調査等の実施、又は処分制限期間経過時点での確認を行うこと等を検討されたい。</p>	p. 185
11	<p>56 米需給調整推進費補助金 (4) 実績報告書に係る深度ある確認検査の実施について</p> <p>一部の総合支庁において、当事業に従事する臨時職員に対する賃金の実際支出額と補助対象経費計上額が異なるものがあった。これは、複数の業務に従事するため業務日誌に基づき按分計算を行ったためであるが、県では、実績報告書に係る確認検査の際、当該差異について理由の聞き取り等を行わず、補助対象経費の算出過程を把握していなかった。</p> <p>領収書等の客観的な証拠書類がない賃金等の科目に係る実績審査については、金額の根拠をより慎重に検討し、補助対象経費として適切かを確認する必要がある。</p>	p. 194

概 要 版

意見の概要		参照頁
12	<p>59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金</p> <p>(4) 処分制限の対象となる財産の確認について</p> <p>県では、補助金により導入した設備等について事業完了後の確認検査時に現物を目視確認し、事業実施の翌年度から5年間、事業実施状況報告を義務づけ財産の状況を確認しているが、当該期間経過後は、県から使用状況について積極的な確認は行っていない。</p> <p>補助事業完了後、処分制限期間内に財産が処分され又は遊休化すると補助金の効果が失われてしまうため、県は、事務負担とのバランスを考慮した上で、定期的な利用状況の文書による確認や必要性・重要性に応じた現物調査等の実施、又は処分制限期間経過時点での確認を行うこと等を検討されたい。</p>	p. 203
13	<p>59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金</p> <p>(5) 各総合支庁が開発した交付事務に係るツール等の情報共有について</p> <p>各総合支庁では、事業実施要件や補助金の算出方法等の合規性を漏れなく確認・検査するため、それぞれ独自でチェックリストやツールを作成し、交付事務を行っている。</p> <p>補助金交付に係る審査等の事務は、取り扱う総合支庁が異なっても同質・同水準の有効性が必要であり、事業を所管する本庁所管課は、必要に応じて現在の状況に応じたリスク判断を行い、効果的かつ効率的な交付事務運営となるよう各総合支庁のノウハウやツールについて情報共有・共通化を検討されたい。</p>	p. 203
14	<p>65 住宅リフォーム総合支援事業費補助金</p> <p>(2) 補助金の現地調査に関する網羅性の検討</p> <p>県による現地調査は2月に実施しているため、毎年2～3月分の交付先について抽出調査対象から漏れている。</p> <p>補助金が適切に使用されていることを確かめるために、翌年度調査時であっても前年度2～3月分を合わせて抽出調査の対象としてフォローすることが望ましいと考える。</p>	p. 218
15	<p>75 山形県競技スポーツ強化費補助金</p> <p>(2) 交付先団体に対する現地調査の実施及び調査結果の文書化について</p> <p>県担当者が交付先へ出向き、補助事業の執行状況の確認等を行う現地調査は行われていなかった。</p> <p>補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等（支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等）については原本を確認するとともに、</p>	p. 238

概 要 版

意見の概要		参照頁
	補助対象事業に係る執行状況について写真等によって確認を行うなど、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、現地調査における実施事項及びその結果について文書として保管することが望ましい。	
16	<p>76 山形県競技スポーツ強化費補助金（オフシーズン強化育成事業）</p> <p>(1) 交付先団体に対する現地調査の実施及び調査結果の文書化について 県担当者が交付先へ出向き、補助事業の執行状況の確認等を行う現地調査は行われていなかった。</p> <p>補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等（支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等）については原本を確認するとともに、補助対象事業に係る執行状況について写真等によって確認を行うなど、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、現地調査における実施事項及びその結果について文書として保管することが望ましい。</p>	p. 242
17	<p>H15 措置 2 農業近代化資金利子補給補助金</p> <p>(2) 各総合支庁の実態調査方法に関する情報共有と手続共通化について 各総合支庁では、実態調査に際して、それぞれ独自に開発したチェックリストに基づく確認を行っている。補助金交付に係る審査等の事務は、取り扱う総合支庁が異なっても同質・同水準の有効性が必要であり、一方で実態調査が期限内に行われていない事実がある。</p> <p>本庁事業所管課は、状況変化に応じた業務上のリスク評価の見直しを行い、リスクに重点を置いた実態調査等の事務を実施できるよう、具体的な実態調査の手続や各総合支庁が独自開発したチェックリスト等のツールについて情報共有・共通化等を検討されたい。</p>	p. 253

(監査要点⑦) 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか

意見の概要		参照頁
1	<p>3 公益社団法人山形県私学退職基金社団事業費補助金</p> <p>(1) 達成すべき成果指標の再検討について</p> <p>達成すべき成果指標として、退職事業引当金に対する退職事業積立資産の充足率を掲げている。会員がすべて退職するということを前提にした成果指標であり、私立学校に勤務する教職員の福祉を増進し私立学校教育の振興を図るといふ、当補助金の目的から相反するものとなっている。</p> <p>県は、例えば「教職員の離職率」などの補助金の交付目的に沿った成果指標の設定を検討されたい。</p>	p. 62

概 要 版

意見の概要		参照頁
2	<p>4 山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金</p> <p>(1) 補助金交付の効果測定に係る成果指標の設定の検討について</p> <p>当補助金は、補助事業の内容が主に啓発活動であり、成果指標の設定が困難であるため、効果測定のための成果指標が設定されていない。</p> <p>県は、補助金の交付により補助目的が達成又は推進されたことを具体的に示す成果指標を設定する、あるいは直接の補助効果を把握することは困難であっても、間接的・部分的に補助効果を示すと考えられる成果指標を設定し、補助金交付の有効性・必要性について検証していくことが望ましい。</p>	p. 64
3	<p>7 再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金</p> <p>(1) 成果指標の見直し</p> <p>現在の「再生可能エネルギー等新たなエネルギーの開発量」という成果指標のみでは、当補助金がどの程度影響して開発量が増加したのか測定することが困難である。</p> <p>県は、例えば補助対象としている電源につき、補助を行っていない県の開発の進捗率との比較等、本県での補助の有効性を検証する他の成果指標を設定することが必要であると考ええる。</p>	p. 69
4	<p>10 やまがた出会いサポートセンター負担金</p> <p>(1) 深度のある効果測定実施の検討</p> <p>現在、成果指標として「やまがた出会いサポートセンター登録会員数」を設定しているが、当補助金の最終目的は、県内男女の成婚組数の増加であると考ええる。会員登録数も重要であるが、減少したとしても、成婚に至って退会している可能性もあり、退会の理由の分析が行われていない。</p> <p>登録会員及び退会者の声（アンケートなど）をしっかりと分析の上、不要な部分が無いのか、新たに必要な部分が無いのかを議論することにより、補助金をより効果的なものとする事が望まれる。</p>	p. 73
5	<p>12 ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金</p> <p>(2) 成果指標の設定について</p> <p>目標を設定すべき性質の事業でないとの理由から効果測定のための目標値が設定されていないが、当補助金はひとり親の方に最終的に資格を取って、就職していただくという明確な目的のある補助金である。</p> <p>資格取得率、就職率などを目標値として定めて市町村から報告を受け、補助金の効果測定を行っていくことが望まれる。</p>	p. 77

概 要 版

意見の概要		参照頁
6	<p>15 灯油購入費助成事業費補助金</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>成果目標を設定するような事業でないため、目標設定をしていないとのことであるが、生活困窮世帯の生活の安定と経済的負担の軽減という明確な目的があり、有効性の検証が必要と考える。</p> <p>県は、市町村を通じて受給者からのアンケートを収集して分析を行うなど、当補助金が有効に利用されているかどうかについての分析を行うことや、公平性の観点から、補助を行う全ての市町村の該当者へ分け隔てなく情報が行き届いているかを確認するため、交付率を検証していくことが望まれる。</p>	p. 82
7	<p>17 山形県医師会事業費補助金</p> <p>(2) 成果指標の設定について</p> <p>事業目的が広範囲に及ぶため、目標設定をしていないとのことであるが、補助対象事業は交付先における一部事業に限定したものである。</p> <p>県は、医師の研修事業に対する満足度や意見などのアンケートを収集し、これを分析して効果の測定を測るなど、補助対象事業に応じた成果指標を設定することを検討されたい。そうでなければ、補助金を継続する合理的な理由を、文書として残すことを検討されたい。</p>	p. 87
8	<p>18 軽費老人ホーム事務費補助金</p> <p>(1) 深度のある効果測定実施の検討</p> <p>当補助金が、軽費老人ホームへの運営費補助として必要かどうかは、この補助金が交付されることにより県内の軽費老人ホームが正常に運営できているか否かにある。</p> <p>毎年運営状況についての調査を行い、補助額の見直しや継続などについて見直しを行っていくべきであり、例えば補助対象となる施設の収支決算書を分析して、現状の補助額の妥当性や有効性を測ることなどが考えられる。</p>	p. 89
9	<p>19 明るい長寿社会づくり推進事業費補助金</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>補助の目的に照らして数値化することが難しいとの理由から、成果指標を設定した上での効果測定がなされていない。</p> <p>県は、定性的な情報としてシルバー観光ガイドの活動のモニタリングや、それに対する財団の指導履歴などを検証して、当補助金がどの程度目的達成に寄与しているかを測ることが望まれる。</p>	p. 91

概 要 版

意見の概要		参照頁
10	<p>22 山形県産業賞委員会補助金</p> <p>(1) 補助金の効果測定の必要性について</p> <p>表彰事業であり、特段の理由がない限り廃止する予定がないとの理由から成果指標が設定されていない。</p> <p>昭和 47 年度から 47 年余り続いてきたことを考慮すると、表彰事業の補助金として必要性を立証するため、表彰の対象となった事業規模や従事者数など把握可能な数値による効果測定の検討が必要であると考え</p> <p>る。</p>	p. 98
11	<p>23 信用保証協会保証料補給補助金</p> <p>(2) 適時に測定できない成果指標の見直しについて</p> <p>県が採用している成果指標は、他の補助金利用企業の売上高となっており、直接的な指標となっていない。また、令和元年度に入っても平成 29 年度実績が提示されておらず適時の測定が行われていない。</p> <p>県は、直接的かつ適時把握可能な成果指標の設定を検討する必要があると考える。</p>	p. 101
12	<p>24 小規模事業経営支援事業費補助金</p> <p>(4) 補助金の効果測定における分析単位の検討</p> <p>県は成果指標による効果測定において、商工会と商工会議所とを合算した実績値により分析を行っている。</p> <p>合算した場合、実績を上げた部門とそうでない部門とが混在し希薄化効果が発生してしまう。県は、少なくとも県担当課を窓口とする商工会連合会および各商工会分と各総合支庁を窓口とする各商工会議所分とを分けて分析することを検討すべきである。</p>	p. 104
13	<p>26 経営基盤強化体制整備事業費補助金</p> <p>(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討</p> <p>県では、平成 30 年度の成果指標として新規創業支援件数と経営革新支援件数の合算値を設定している。しかし、合算値を成果指標とすると、それぞれが他の数値の達成率を打ち消し合い、当該指標に直接関連する事業に対する効果が正しく測定できないものとする。</p> <p>補助金にかかる対象事業が多岐にわたる場合には、重要な事業ごとの成果指標を複数設定し効果測定を行うことも検討すべきである。</p>	p. 112

概 要 版

意見の概要		参照頁
14	<p>27 中小企業スーパーTOTALサボ事業費補助金</p> <p>(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討</p> <p>成果指標は当補助金採用企業の売上高増加額であるが、平成 29 年度分が令和元年 12 月時点で未確定の状態であり適時の効果測定が行われていない。</p> <p>成果指標を適時把握するために、例えば年度末である 3 月末で区切った暫定値での測定もあわせて行うことを検討すべきである。</p>	p. 115
15	<p>32 山形県産業技術振興機構運営費補助金</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>当補助金は団体運営費補助であり、直接的な成果はないことから、県では成果指標として、外部資金の管理法人新規件数を設定している。交付先は県内企業の技術・製品開発力及び付加価値向上を目的として研究開発補助・技術者育成等のため活動している団体であり、当該運営費補助は間接的に貢献しているものとする。</p> <p>よって、当該交付先に対する他の補助金で設定している成果指標も当補助金の成果指標として設定し、複数の成果指標をモニタリングし、総合的に当補助金の有効性を検討することが必要と考える。</p>	p. 130
16	<p>33 有機エレクトロニクス実証等事業費補助金</p> <p>(1) 事業成果の明確化について</p> <p>当補助金による有機 EL をはじめとする有機エレクトロニクス分野での県への貢献が見えにくい状況であるとする。</p> <p>現在設定している成果指標に加えて、当補助金で提供している実証施設を利用した企業が、その後、製品化に成功した製品や導入事例の数などを成果指標に加えることを検討すべきとする。また、これらの製品や導入事例を県の HP などで紹介し、情報発信の機会を増やすことも検討されたい。</p>	p. 132
17	<p>33 有機エレクトロニクス実証等事業費補助金</p> <p>(1) 事業成果の明確化について</p> <p>現行の成果指標である「有機エレクトロニクス関連の製品化に取り組む企業数」は、関係企業への聞き取りによって把握され、過去から当該分野に取り組む企業を対象としており、当補助金で補助している実証施設の利用の有無には関係ない企業も含まれることとなる。</p> <p>よって、さらに直接的に当補助金の継続の必要性を検討するため、「実証施設の稼働率」も成果指標として加え、実証施設自体のニーズの面からも当補助金を評価すべきとする。</p>	p. 132

概 要 版

意見の概要		参照頁
18	<p>42 地域資源活用交流促進事業費補助金</p> <p>(1) 成果指標の見直しについて</p> <p>成果指標として「平均宿泊数」を設定しており、「本県の歴史・文化等の情報発信を通じた知名度向上並びに本県への観光誘客を図る」という当補助金の交付目的のうち観光誘客に対応しているものとする。</p> <p>しかし、県の知名度向上には対応しておらず、現状の成果指標に加えて、より直接的に当該目的に係る成果を測定できる指標の追加を検討されたい。具体的には、「愛の武将隊」が活躍すればするほど、県の知名度が向上するのであれば、「愛の武将隊」のイベント参加数、やホームページのアクセス数、SNSのフォロワー数などが考えられる。</p>	p. 151
19	<p>43 山形県国際交流協会事業費補助金</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>現状、指定管理者となっている国際交流センターと切り離して、国際交流協会単独として考えた際に、具体的な成果指標の設定が困難であるとの理由から、成果指標を設定していない。</p> <p>しかし、終期が設定されておらず効果測定が重要であることから、HPのアクセス数、賛助会員数など、事業内容に照らして成果指標を設定し、効果を測定することが必要であるとする。</p>	p. 153
20	<p>44 博物館共催事業負担金</p> <p>(1) 適切な成果指標の設定について</p> <p>現在、当補助金に係る成果指標として、県内の主要な美術館・博物館等の入場者数を設定している。</p> <p>しかし、成果指標の入場者数には補助金対象外の団体や事業も含まれているため、補助対象となる企画展に絞った成果指標を設定することが必要とする。</p>	p. 157
21	<p>45 山形県芸文美術館運営費補助金</p> <p>(2) 適切な成果指標の設定について</p> <p>現在、当補助金に係る成果指標として、県内の主要な美術館・博物館等の入場者数を設定している。</p> <p>しかし、成果指標の入場者数には補助金対象外の団体や事業も含まれているため、補助対象となる山形県芸文美術館に絞ったうえで、入場者数、利用率等の適切な成果指標を設定することが必要とする。</p>	p. 159

概 要 版

意見の概要		参照頁
22	<p>46 芸術文化団体育成費補助金</p> <p>(1) 適切な成果指標の設定について</p> <p>現在、当補助金に係る成果指標として、県内の主要な美術館・博物館等の入場者数を設定している。</p> <p>しかし、成果指標の入場者数には補助金対象外の団体や事業も含まれているため、補助対象となる山形交響楽協会の補助対象事業に絞った成果指標を設定することが必要と考える。</p>	p. 161
23	<p>47 県民文化振興事業費補助金</p> <p>(2) 適切な成果指標の設定について</p> <p>現在、当補助金に係る成果指標として、県内の主要な美術館・博物館等の入場者数を設定している。</p> <p>しかし、成果指標の入場者数には補助金対象外の団体や事業も含まれているため、補助対象となる山形県芸文美術館に絞ったうえで、入場者数、利用率等の適切な成果指標を設定することが必要と考える。</p>	p. 162
24	<p>50 スポーツ振興 21 世紀協会運営体制強化事業費補助金</p> <p>(2) 成果指標の設定について</p> <p>当補助金について、運営費（人件費）補助であることを理由として成果指標が設定されていない。</p> <p>しかし、運営費補助であっても、補助金である以上、目的の公益性と補助の必要性があるか、補助が有効かどうかについて継続的に評価することが必要であり、その効果を測定するためには定量的な指標を目標として設定して毎年比較を行うことが重要である。</p>	p. 171
25	<p>51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>当補助金の成果指標として「新規就農者数」を設定している。しかし、当補助金を含むプロジェクトの目的は新規就農者の確保・定着であり、補助金の効果測定のための成果指標として、新規就農者数に加えて、離農者に関する情報も追加設定し、補助金の有効性を検討することが必要であると考え。</p>	p. 174
26	<p>52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>当補助金の成果指標として「農業法人数（認定農業者数）」を設定している。しかし、当補助金を含むプロジェクトの方向性として「経営力の向上」と「農業経営の法人化」を掲げていることから、前者に対応する成果指標として、経営力向上の結果である「法人の売上高増加」に関</p>	p. 178

概 要 版

意見の概要		参照頁
	<p>する情報も追加設定し、補助金の有効性を検討することが必要であると考える。</p>	
27	<p>54 食産業王国やまがた推進事業費補助金</p> <p>(2) 成果指標の設定について</p> <p>当補助金の成果指標として、「食品製造業等における県産農林水産物の使用割合」を設定している。しかし、当補助金による県産農産物の使用量と成果指標の算定基礎となる県産農産物使用量とでは規模が大きく異なり、前者の結果が後者にどの程度影響を与えるか疑問である。</p> <p>補助金の成果指標の設定にあたっては、効果測定・評価を行うために、補助金の効果が指標に反応する感応度を備えることが必要であると考える。県は補助金の成果指標として、事業要件としたプロジェクト計画の成功度合い等、補助金の効果が反応する成果指標の設定を検討されたい。</p>	p. 185
28	<p>55 やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>当補助金について、運営費補助であることを理由として成果指標が設定されていない。</p> <p>運営費補助であっても、補助金である以上、目的の公益性と補助の必要性があるか、補助が有効かどうかについて継続的に評価することが必要である。補助の効果を測定するための定量的な指標を設定して、効果測定及び評価を行うことを検討されたい。</p>	p. 189
29	<p>58 有機農業ネットワーク構築支援事業費補助金</p> <p>(1) 成果指標の見直しについて</p> <p>当補助金が成果指標としている「環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組み」が生産者にとってメリットが大きくないため、目標に対して実績が伸びていない。また、イベント開催による消費者理解の促進や生産者等のネットワーク構築の効果が成果指標である有機農業の取組面積にどの程度影響を与えるか疑問である。</p> <p>補助金の成果指標の設定にあたっては、効果測定・評価を行うために、補助金の効果が指標に反応する感応度を備えることが必要であると考える。県は、イベントの出店、来場者数等、補助金の効果が反応する成果指標の設定を検討されたい。</p>	p. 198

概 要 版

意見の概要		参照頁
30	<p>62 公募型支障木伐採事業費補助金</p> <p>(2) 補助金効果測定について必要性の検討</p> <p>現時点、効果測定が行われていない補助金である。県は、実質的な効果測定を継続して行うことにより補助金による経済効果を明確にし、さらに複数年度における傾向を分析することにより総合支庁間の有効な予算配分に活用していくことが必要と考える。</p>	p. 211
31	<p>63 保安施設検査業務費補助金</p> <p>(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討</p> <p>当補助金の成果指標としてハイジャック件数を設定している。当該指標は起こる可能性が極めて低い指標と考えられ、補助金の効果測定のための成果指標として相応しいか疑問が残る。</p> <p>当補助金の対象は空港における保安検査に係る事業であることから、搭乗者に対する検査実績やそれによる危険物の検出実績など、補助対象事業に直接関連し把握可能な数値に基づく指標も併せて把握し分析することが望ましいと考える。</p>	p. 213
32	<p>68 山形県離島航路補助金</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>現状、対象年度欠損額への補助であることを理由に成果目標を設定していない。</p> <p>当航路は国からも支援を受けており、国の事業としては、旅客人数を目標に設定し毎年事業評価が行われている。よって、県は、これらを参考に当補助金の成果指標を設定することが望ましい。</p>	p. 224
33	<p>72 山形県中学校体育連盟補助金</p> <p>(1) 補助金交付の効果測定に係る成果指標の設定の検討について</p> <p>当補助金は、中学校におけるスポーツを通じた健全育成が主目的であることから、山形県高等学校体育連盟補助金のように全国大会等の入賞者数を成果指標に設定することは、補助効果を測定するための指標としては馴染まないと考え、成果指標を設定していない。</p> <p>当補助金の最終受益者となる生徒や指導者を対象としたアンケート調査を実施することにより、当補助金による満足度を測定し、その結果を定性的指標として用いることなどにより、間接的・部分的であっても補助の効果を示すと考えられる成果指標を設定し、補助金交付の有効性・必要性について検証していくことが望ましい。</p>	p. 230

